

WEB（ネット広告）を活用した兵庫県への移住促進にかかる広報展開業務 委託仕様書

1 委託業務名

WEB（ネット広告）を活用した兵庫県への移住促進にかかる広報展開業務

2 業務目的

兵庫県では、地方回帰志向の高まりを確実に捉えるため、市町や関係機関と連携した移住促進イベント等の開催や、移住関心層への情報発信強化を行っている。

本事業では、東京・大阪で開催する移住フェア等の兵庫県主催イベントや、兵庫県移住ポータルサイト「兵庫で暮らせば…」等の兵庫県の移住促進施策を効果的にPRすることを目的としたネット広告やその配信ターゲットの分析等を行い、セミナー・イベントへの来場や「兵庫で暮らせば…」の閲覧など兵庫の魅力に触れるきっかけをつくり、さらなる兵庫県への移住促進へとつなげる。

3 業務期間

委託契約締結日から令和8年3月31日まで

4 事業費

金14,833,830円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務の概要

（1）広報戦略とそれに基づく広報手法

本業務の目的達成に向け、広報戦略とそれに基づくターゲット分析手法および広報手法について提案し、委託者と協議して実施すること。

兵庫県への移住検討者だけでなく、漠然と移住を考えている人も対象として本県の移住施策や魅力を効果的・効率的にPRすることを前提として、画期的な広報手法や魅力的な広告デザイン、広告配信対象の分析手法を提案し、委託者と協議して実施すること。

具体的な広報手法について、媒体、内容、回数など、具体的に提案すること。

なお、提案にあたっては、下記の例示を参照しつつ、他に効果的な手法がある場合は、効果や具体的な内容について提案すること。

（2）WEB広告の運用にかかる対象分析・広告制作および配信・結果分析

下記①～③のとおり、広告の配信対象の分析を行った上で、効果的な広報手法を用いながら移住イベントや移住ポータルサイト「兵庫で暮らせば…」並びにe-県民制度への登録促進等のPRを行う。

また、実施後にそれらの結果分析も行うこと。

① ビッグデータ等を活用した広報対象の事前分析

ネットの検索データ等を元に、移住プロモーションのターゲット分析を行う。

具体的には、兵庫や移住に関連するキーワードを検索している移住検討者の分析や、直接的には検索をおこなっていないが、今後移住検討者となりうる潜在的移住検討者の分析を実施する。

② ①を元にしたネット広告の実施

①で分析した移住検討者に向けたネット広告を実施する。

ア 広報する内容

■兵庫県主催セミナー

- ・年間5回程度開催している、20～30名規模の移住セミナー。
- ・「就農」「住まい」など移住検討者のニーズにあわせたテーマ設定で、対面（場所：東京交通会館内ふるさと回帰支援センター）もしくはオンラインで開催。
- ・令和7年度は7月～2月にかけて約1カ月に1回程度の間隔で実施予定。

■兵庫県主催大規模移住イベント

- ・東京および大阪で1回ずつ開催。
- ・移住相談だけではなく、就業や就農、住まいに関する相談や、県特産物の販売等も行う総合的な移住促進イベント。
（令和6年度来場者数…197名（大阪）、413名（東京））
- ・令和7年度は下記のとおり実施予定。
東京：11/2（日）東京交通会館12階カトレアサロンAおよびB
※1階屋外イベントスペースにてマルシェも同時開催予定
大阪：12/6（土）難波御堂筋ホール7階ホール7

<参考>今年度フェアの様子

- ・大阪：https://ehg.jcld.jp/hyogo-fun-sight/event/dtl/?item_id=NWS0000529
- ・東京：https://ehg.jcld.jp/hyogo-fun-sight/migration/dtl/?item_id=NWS0000616

■移住ポータルサイト「兵庫で暮らせば…」

- ・令和6年度より、新移住メディアサイト「兵庫で暮らせば…」を公開。
- ・移住者インタビューから県内のおすすめスポットにいたるまで、本県の魅力発信に向けた記事の掲載とともにコンテンツ強化を実施。

<参考>兵庫県移住メディアサイト「兵庫で暮らせば…」

- ・サイトURL：<https://ehg.jcld.jp/hyogo-fun-sight/>

■ひょうごe-県民制度への登録促進

- ・主に兵庫県に関心のある方を対象に、誰でも登録できる「ひょうごe-県民制度」を設けており、会員登録の周知を行っている。
- ・会員登録すると、下記サービスを受けることができる。
 - ①ひょうご五国の魅力や、地元市町の情報等の提供
 - ②e-県民ポイントを貯めて応募できるキャンペーンへの参加
 - ③ひょうごe-県民会員限定クーポンの利用

<参考>ひょうごe-県民制度

- ・登録ページURL：<https://ehg.jcld.jp/regist-ekenmin/page/index.html>

イ 活用する広報媒体

Yahoo!、Instagram、Google、X、スマートニュース、TVer等
※上記は一例であり、手法を限定するものではない。

ウ その他

- ①回数や配信時期を含め効果的な告知手法を検討し、具体的な計画を作成のうえ提案すること。
- ②対象エリア・対象者・掲載文章等は業務期間中のクリック数等に応じて、本県と協議の上、必要に応じて修正可能とすること。
- ③バナー画像等広報に使用する写真・イラスト制作等にかかる費用、著作権使用料等は、事業費に含まれるものとする。

③ ランディングページの作成

②で実施する広告のリンク先となるランディングページを下記のとおり広報内容ごとに制作すること。

なお、各内容等については県と協議のうえ決定する。

■兵庫県主催セミナー

年間5回程度実施する各セミナーへの参加を促進するような内容のランディングページを制作すること。

ランディングページはイベントごとに制作し、ページは随時更新（各イベント2～3回程度）が可能なものとする。

■兵庫県主催大規模移住イベント

イベント企画運営受託事業者と特設サイトを作成するにあたり、広報をより効率的・効果的に実施するために適宜助言を行うこと。

■ひょうごe-県民制度への登録促進

登録促進に向けたランディングページを制作すること。

本ページについては次年度以降も引き続き運用を想定しているため、本業務終了後（令和8年4月1日以降）も、受託者以外の者でも運用を引き継ぐことができるよう、サーバー等のサイト仕様を構築すること。

④ ②③で実施した広報の結果分析

各広告配信終了後に、結果分析を実施する。

（例：広告を経由してのイベント申込・来場数、サイト訪問数など）

6 業務実施上の留意点

（1）契約の締結

本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

（2）実施計画の策定

受託者は、業務を進めるにあたり、事業計画及びスケジュール、実施体制等を示した実施計画を県に提出すること。

（3）業務の進捗管理

- ① 本件業務の進め方について、受託者は県と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。
- ② また本件業務の履行においては、委託者の指示に従うこと。業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ③ この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行にあたること。
- ④ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。

(4) 成果物の利用（二次利用）

本件業務の成果物にかかる著作権、所有権は、県に帰属し、県は当該成果物を自ら使用するために必要な範囲内において、利用できるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は本件業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に使用し、第三者に提供してはならない。また、本件業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本件業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）を遵守しなければならない。

(7) 著作権・肖像権

- ① 受託者は、成果物が第三者の所有権や著作権その他の権利を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続を行うこと。費用が発生する場合は、受託者において負担すること。
- ② 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・画像等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。
- ③ BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、著作権等の問題が発生しないようにすること。

(9) 再委託

本件業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(10) その他

- ① 受託者は本件業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は本件業務の終了後、実績報告書を作成し、県に提出すること。

- ③ 本件業務に関する必要な経費はすべて契約金額に含むものとする。
- ④ 県は、受託者の事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は本件事務の処理に関して受託者に適正な履行を求めることができるものとし、受託者は、特別な理由がない限り、この調査又は報告に応じることとし、この業務の終了後も、業務が終了する日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。この際、受託者は、調査又は報告に応じることができるよう、事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理しておくこととする。
- ⑤ この業務に要した費用の額が契約時の委託料の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。
- ⑥ 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を兵庫県に連絡し、その指示に従うこと。
- ⑦ 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。